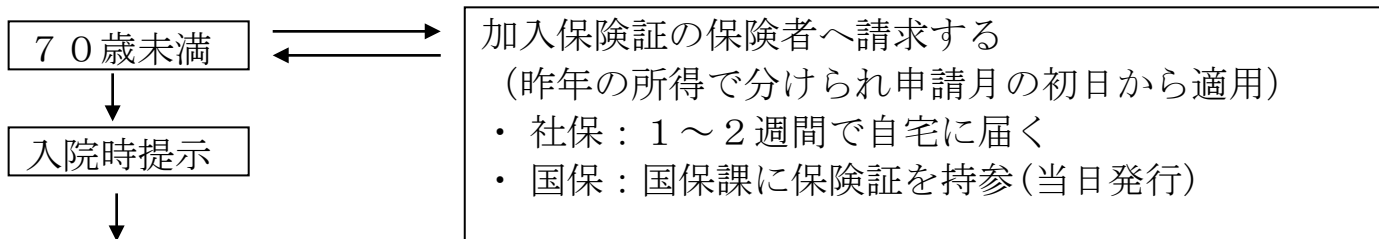


# 限度額適用認定証のご案内



退院時

- 1ヶ月単位での自己負担限度額が支払額となります。
- 高額療養費の限度額に満たない場合、その金額が支払額となります。

※入院時に限度額認定証の提示が間に合わない場合は、入院された月の月末までに提示されるようお願い致します。

## 高額療養費の現物給付における自己負担限度額（1ヶ月単位）

ア 基礎控除後の所得 902万円以上	252,600円 + [(総医療費 - 842,000円) × 1%] *4回目以降の限度額（過去1年）は、140,100円
イ 基礎控除後の所得 601万～901万円	167,400円 + [(総医療費 - 558,000円) × 1%] *4回目以降の限度額（過去1年）は、93,000円
ウ 基礎控除後の所得 211万～600万円	80,100円 + [(総医療費 - 267,000円) × 1%] *4回目以降の限度額（過去1年）は、44,400円
エ 基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 *4回目以降の限度額（過去1年）は、44,400円
オ 住民税非課税	35,400円 *4回目以降の限度額（過去1年）は、24,600円

- ・ 4回目以降とは、直近、12ヶ月以内の4回目の入院から適用される限度額。（限度額内でのお支払いは、回数に入りません。）
- ・ お支払い額には、自己負担限度額他に、食事代と自費分がかかります。

例・・・総医療費が100万円の場合

- この制度の請求をせずに3割負担のまま計算すると、30万円 + 食事代 + 自費分が窓口で支払いとなります。
- 「ウ」の認定区分の場合、上記の計算式で計算すると87,430円となり、87,430円 + 食事代 + 自費分を窓口で支払えばよいこととなります。

## 【70歳以上の方へ】高額療養費のご案内

保険診療分の自己負担額が下表の「自己負担限度額」を超えると、超えた分が「高額療養費」として支給されます。

### 【自己負担限度額(月ごと)と食費】 ※個室料金など、自費分は別途かかります

負担区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	食費(1食)
現役並み所得 (3割)		57,600円	80,100円+ [(総医療費- 267,000円)×1%] (年4回目以降:44,400円)	460円
一般 (1割・2割)		14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (年4回目以降:44,400円)	
区分 住民税 非課税等	Ⅱ	8,000円	24,600円	210円(90日以内) 160円(91日以上)
	Ⅰ		15,000円	100円

高齢受給者証または、後期高齢者医療被保険者証を、ご提示いただければ限度額を超えた分はお支払いいただく必要はありません。

ただし、世帯の全員が住民税非課税の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」\*を病院に提示していただくことで、食事代と保険適用の負担が減額されます。

該当する方は、お住まいの区市長村の窓口申請して下さい。

認定証が発行されましたら、入院した月の月末までに入院受付にお見せ下さい。

\*この制度は申請された月の初日からの適用となります。

### 【町田市の問い合わせ先】

70歳～74歳で国民健康保険にご加入の方

町田市役所保険年金課 TEL:042-724-2130

75歳以上の方

町田市役所保険年金課高齢者医療係 TEL:042-724-2144

【2018年4月】